

<報道発表資料>

令和3年8月11日

埼玉県道路公社では有料道路の料金徴収業務における非接触化を促進します。

埼玉県道路公社では、有料道路の料金徴収業務における道路利用者との非接触化に向けた取り組みを進めています。

関越自動車道などの高速道路ではETCによるキャッシュレス決済が進んでいる一方で、地方道路公社が運営する一般有料道路においては通行料金単価の低さなどから全国的に現金収受が主な決済手段となっています。その中、埼玉県道路公社では全国に先駆けてSuica・PASMOによる電子マネー決済を導入し、利用者の多様なニーズに対応してきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、新しい生活様式の定着が求められている中、更に料金収受の非接触化を促進するために、交通系電子マネーの利用促進と領収書の受取の任意化を進めていきます。

道路利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ・交通系電子マネーの利用をお願いします。
- ・領収書が必要な方のみ受け取りをお願いします。

<非接触化への取組その1>

交通系電子マネーの利用促進 ～接触機会の削減、キャッシュレス化、スピーディな決済～

新見沼大橋有料道路では平成21年3月から、皆野寄居有料道路では令和2年4月から電子マネー決済を導入しています。また、令和3年7月には新見沼大橋有料道路の電子マネー決済を利用者が直接決済を行いやすいよう改良しました。

どちらの路線でもSuica・PASMOに代表される9つの交通系電子マネー決済をご利用いただけます。

電子マネー決済のご利用により、料金徴収員との接触機会の削減、キャッシュレス化、スピーディな料金決済が可能となりますので、是非ご利用ください。



<非接触化への取組その2>

領収書の受取の任意化 ～接触時間が減り、スムーズな通行が可能～

現在、現金及び電子マネーによるお支払い時には徴収員が領収書を差し出し、利用者の皆さまに受け取っていただいています。令和3年8月13日から、領収書を必要としない方は受け取らずにそのまま通行してください。これにより徴収員との接触時間が減り、スムーズな通行が可能となります。

料金ブース周辺にその旨を掲示し、周知を図っていきます。

【問い合わせ先】

埼玉県道路公社 道路サービス担当 浅見・星野

TEL: 048-822-8073